

# 現行の地方財務会計制度の考え方

地方公共団体の適正な財務処理を確保するため、財務会計事務の手続の基本ルールを定めた制度

## 民主的統制の保障と適正な会計管理

### ○ 議会・住民等による民主的統制を保障するとともに、適正な財務会計処理を全国的に確保

※「議会による民主的統制」… 財政民主主義の観点から議会による統制を規定(予算に係る議決。また、その執行に当たつての各款項間の流用禁止(ただし、項については例外あり。))。会計年度独立の原則。総計予算主義の原則。)

※「適法性」、「正確性」の確保… 議会による決算等のチェック、監査委員による財務処理のチェック、住民によるチェック機能(住民監査請求、住民訴訟)の確保

※「現金主義」と「単式簿記」… 議会の事前統制の手段、予算の執行管理の手段として、明確性とわかり易さが必要。予算は、現金収入である歳入を予算に基づき配分するものとして、現金ベースでの統制を採用。現金ベースの予算管理において、簡便な記帳方式の単式簿記を採用

※「情報開示」と「説明責任」の履行… 財政状況等についての住民等に対する説明責任を十分に確保(予算・決算書類、財政状況の公表等)

※「命令機関」と「執行機関」の分離… 会計事務の適正な執行を確保するために内部牽制の仕組みを採用(支出に係る「長」の命令行為と「会計管理者」の確認行為の分離)

## 国の財務会計制度との均衡

### ○ 国と地方公共団体とが財政運営上密接な関係にあることから、国の財務会計制度と連動した制度を設けることにより、国・地方公共団体間での適切な公金の収納・支払い、円滑な財源の移転等を確保

### ○ 国・地方公共団体の公経済で共通のルールを設けることにより、住民に対するわかり易さや利便性を確保

※ 国の財務会計制度は、財政法・会計法・国有財産法・物品管理法・国の債権の管理等に関する法律・予算執行職員等の責任に関する法律・会計検査院法等により統一的な手続を規定